

**被相続人のした和解に基づく債務に関する相続人への債務免除益課税**

【文献種別】 判決／東京地方裁判所

【裁判年月日】 令和5年3月14日

【事件番号】 令和1年（行ウ）第615号

【事件名】 所得税更正処分取消等請求事件

【裁判結果】 一部認容、一部棄却

【参照法令】 所得税法9条1項16号（令和3年法律第11号による改正前のもの。現17号）・34条・36条1項・44条の2第1項・67条の4、相続税法13条1項1号・14条

【掲載誌】 判例集未掲載

◆ LEX/DB 文献番号 25595840

京都大学教授 田中晶国

**事実の概要**

1 本件は、Xら（原告、亡Eの子及び妻）の被相続人亡Eが金融機関（以下「本件銀行」という）とした一定額の分割金を支払った場合には残部について債務免除されるとの裁判上の和解（以下「本件和解」という）に基づき、相続人であるXらが債務免除を受けたところ、当該債務免除益に対する課税が争いとなった。

2 本件銀行は、平成14年2月15日、借入人亡F（亡Eの親）及び保証人亡Eを被告として16億円（以下「本件貸付」という）等の支払を求めて東京地方裁判所に訴えを提起した。その後、亡Fは、本件貸付時点において亡Fは意思無能力であったが本件銀行の担当者が亡Eと通謀して亡F名義の金銭消費貸借契約証書（平成5年9月6日付け）の署名を自ら行ったなどと主張して、本件貸付に基づく根抵当権設定登記の抹消登記請求訴訟を提起した（この訴訟と併合審理された前記訴訟と併せて以下「前訴」という）。

亡Fは、平成14年10月23日に死亡し、亡Eを含む亡F相続人が訴訟承継人となった。東京地方裁判所は、和解骨子を、以下のとおり示した。

亡Fは、本件貸付時には意思能力がなかった可能性が大きい。亡Eが本件貸付の手続を行っていることについてはほぼ争いがなく、亡Fを本件貸付の主体とみることが難しい。和解としては、[1] 本件貸付の貸付金を原資に購入したαマンションの価格相当金額を本件銀行に返還すること、[2] 保証人又は無権代理人として本件貸付について全

額の責任を免れない亡Eについては、亡Fの相続財産の6分の1相当額（約2億4000万円）を本件銀行に返還することを基本として調整を行うのが相当である。

これを受けて、本件銀行と亡F相続人らは、平成16年4月15日、前訴について、以下の（ア）～（ウ）を含む本件和解をした（なお、亡Eは、平成15年12月25日、αマンションを4億1100万円で売却した）。

（ア）亡Eは、本件銀行に対し、以下の金員を支払う。

- a 平成16年9月30日限り金3億7130万円
- b 平成18年12月31日限り金2億5000万円
- c 平成19年から平成28年まで毎年6月30日限り金50万円（10回、合計500万円）
- d 平成28年7月31日限り金9億7370万円

（イ）前記aないしc記載の分割金を期限の利益を失うことなく支払った時は、本件銀行は、亡Eに対し、その余の9億7370万円（d）の支払義務を免除する（以下「本件債務免除」という。）（期限の利益喪失条項あり）。

（ウ）本件銀行は、亡Eが、前記（ア）a及びbの支払をした場合には、本件貸付に関連して設定した根抵当権を順次解除し、根抵当権設定登記の抹消手続をする。

3 亡Eは、前訴に関連して、訴訟提起の訴訟費用等及び弁護士報酬として、8726万円余の支払をした。

4 亡Eは、本件銀行に対し、本件和解に基づき、前記a及びb記載の金員並びにc記載の金員

のうち平成 26 年分までの合計 400 万円を支払った。

亡 E は、平成 26 年 10 月 27 日に死亡した。平成 27 年 6 月 24 日、X らを含む亡 E 相続人らと本件銀行との間で、本件貸付に係る残債務を X らが引き継ぐ旨の債務引受契約が締結された。亡 E 相続人らは、同年 8 月 21 日、相続税申告を行った。

その後、X らは、分割金の残金として、平成 28 年 6 月 30 日までに合計 100 万円を支払い終えた。

5 X らは、平成 29 年 3 月 16 日、平成 28 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告を行った。亡 E 相続人らは、同年 5 月 12 日、亡 E を被相続人とする相続税についての修正申告を行い、当初債務として申告していた本件貸付の残債務を 0 円と修正した。杉並税務署長は、平成 30 年 4 月 25 日、X らが本件債務免除により合計 9 億 7370 円の利益（以下「本件債務免除益」という）を得たとして、X らに対し、それぞれ平成 28 年分所得税等の更正並びに過少申告加算税の賦課決定を通知した。

X らは、同年 7 月 20 日、本件各処分について、審査請求を行い（棄却）、その後、同年 12 月 4 日、本件訴訟を提起した。

## 判決の要旨

本件の争点は（1）から（5）までであるが、本稿では争点（4）理由附記の不備の有無は省略する。

「1 争点（1）（本件債務免除益の存否）について

……本件和解の文言からは亡 E の 9 億 7370 万円の支払義務が形式的かつ名目上のものであったことを読み取ることはできない。……本件債務免除は、正に債務免除の実質を有していたものというべきであり、これにより、原告らには現に本件債務免除益が生じたものと認められる。」

「2 争点（2）（資力喪失〔所得税法 44 条の 2〕の有無）について

……資力を喪失して債務を弁済することができないか否かは、実際に債務免除により経済的利益を受けた場合に問題になるのであるから、……債務免除の効果が発生する時点における債務者の資力により資力喪失の有無を判断すべきこととなる

ものと解すべきである。」

「本件債務免除は、……本件和解に基づいて分割金の支払を終えたことにより生じたものであることからすると、本件債務免除による経済的利益に対し課税するかは、同日頃の納税義務者である原告らの資力喪失の有無に照らして判断すべきこととな〔る〕」。

「3 争点（3）（二重課税の排除〔所得税法 9 条 1 項 16 号〕の適用の有無）について

……原告らは、本件債務免除の対象となった 9 億 7370 万円については、亡 E の相続税の算定においては負債として考慮されておらず、これが存在しない前提で算定された相続税を原告らに納付させた一方で、本件債務免除の効果が発生するや、その債務免除益に対しこれを一時所得として課税することは、所得税法 9 条 1 項 16 号に反する二重課税として許されない旨主張する。

……本件債務免除に係る債務免除益については、停止条件の成就が亡 E の相続発生の後であることから、前記のとおり亡 E を被相続人とする相続税では考慮されていない。したがって、本件債務免除益という所得の発生時にこれを亡 E の相続人である原告らに係る所得税の課税対象とすることは、所得税法 9 条 1 項 16 号の前記趣旨に反するものではないというべきである。」

「5 争点（5）（弁護士費用等を「その収入を得るために支出した金額」（所得税法 34 条 2 項）として控除することの可否）について

……〔弁護士費用等〕本件債務免除に『直接要した金額』といえるかについて検討する。……停止条件付債務免除である本件債務免除は本件和解の時点で潜在的には行われていたものと同視することができ〔る〕。……〔和解の席上での一部弁済及び債務免除が行われた場合〕、弁護士費用等は上記債務免除益に係る支出として容易に認められるものと考えられるところ、上記の支払が分割払となったからといって当然にその支出性の取扱いを異にするのは、いささか均衡を欠くものといわざるを得ない。

したがって、……前訴のための弁護士費用等は本件債務免除益を得るために『直接要した金額』に該当するというべきである。

……次に、亡 E が支払った弁護士費用等を原告らについてその『支出した金額』として本件債務免除益から控除することができるのかが問題とな

る。……亡Eの存命中に本件債務免除が行われた場合であれば、本件債務免除益から弁護士費用等がその一時所得を得るための支出として控除されたはずであるところ、そのような控除を受け得る法的地位は、……亡Eの死亡により、相続人たる原告らに承継されたものと解すべきである……」。

〔 〕内筆者

## 判例の解説

### 一 はじめに

債務免除益課税について、近年重要な裁判例が続くが、本件はこれまで問題となつてこなかった前記各争点につき、興味深い判断を下している。事案の特徴として、被相続人亡Eが、9億7370万円の債務免除の条件成就まで100万円の弁済が残る状態で死亡し、原告Xらに相続が生じたことで、争点が多岐にわたることとなった。

### 二 争点(1)及び(3)

個人が法人から債務免除された場合、通常、所得税法36条1項・2項の文言上、「経済的な利益」の「収入」として、その「享受」時の「経済的な利益」の「価額」(債務免除額<sup>1)</sup>)が収入金額に算入される。この点、本判決も、亡Eの和解に基づく債務が真正であるとの判断を経たのちは簡単に債務免除益を認めている。しかしながら、あらゆる債務免除が「所得」(所得税7条)を発生させるのかについては、より踏み込んだ議論がある<sup>2)</sup>。

債務免除益課税に係る根拠論として有力なものとして、債務発生時に受領した経済的利益(つまり借入金を収受したこと)が課税されないのは同時に債務を負担しているからであるという理解を基礎に、債務免除により債務発生時の経済的利益が顕在化したものと捉える借入金アプローチ(以下「A説」という)、債務免除時点の純資産増加に着目する純資産アプローチなどがある。我が国の所得税法がいずれの立場に立脚するか明らかではないが、本件で具体的帰結に影響を及ぼすのは、A説に立脚する場合である。A説の場合、債務発生時の経済的利益の受領を債務免除益課税の根拠とするから、亡Eが本件貸付の借入人ではなく、債務発生時の受益がないようにもみえることが問題となる。

本件貸付に係る真相は明らかではないが、前訴

裁判所の心証では、本件貸付時に亡Fは意思無能力であつて、実際には亡Eが本件貸付の手続を行ったとのことであり、亡Eに返済の責任があるとみていたから、貸付時点において16億円が亡Eの支配下にあつたのかもしれない。とすると、亡Eには借入時に16億円の実質的な収受があり、それを相殺する形で無権代理人の責任が観念され、A説からも債務免除による本件債務免除益が収入金額に算入されると説明できる。

とはいえ、亡EからXらへの相続があることから、この問題はより複雑化する。争点(3)と関連するが、本判決は、債務免除益が相続税の課税対象となっていないことを根拠にして、法9条1項16号(現17号)該当性を否定している。しかしながら、仮に、Xらが相続した財産に本件貸付に由来する財産が含まれていた場合、当該財産が相続税の課税対象となっているはずである。とすれば、A説からは、本件貸付に由来する財産の取得によりXらに帰属する所得と債務免除により顕在化した経済的な利益との経済的価値の同一性を議論する必要がある<sup>3)</sup>。

### 三 争点(2)

争点(2)では、所得税法44条の2第1項の資力喪失要件の判断時点が、本件和解時点か、分割払の支払を終えた時点かが争われている。本判決は、本件和解を停止条件付債務免除として、分割払の支払を終えたことにより債務免除の効果が生じるものと理解し、同時点のXらの資力を問題とすべきとした。

この点、同項の文言上は「債務の免除を受けたとき」が、資力喪失要件の判断時点となるはずである。さらに、同項が「債務の免除」により「経済的な利益」を受けることを前提とする規定であることからすると、「債務の免除を受けたとき」とは、債務免除益の収入金額算入時点に連動すると理解するのが素直であろう。とすると、より本質的な点は、本件債務免除益の年度帰属の問題ともいえる。年度帰属に係る判例理論である権利確定主義からすると、債務免除益の年度帰属は、債務免除の効果が発生した分割払終了時点との理解が整合的であり<sup>4)</sup>、その場合、資力喪失要件の判断時点も同時点となるべきである。なお、本判決も述べるように潜在的な債務免除が和解時点に行われていたとみる可能性は残る<sup>5)</sup>。

#### 四 争点 (5)

一時所得の金額の計算上控除が認められる「収入を得るために支出した金額」は、「直接」性が求められる(所税34条2項括弧書)。これは、収入・支出の対応関係を個別的・直接的対応関係に厳格に限定したものと理解されている<sup>6)</sup>。

この点、訴訟の結果として得られた一時所得に係る弁護士費用についてみると、これまでの事例ではあまり統一的な理解はみられない<sup>7)</sup>。

ただし、本判決も指摘しているように和解の席上での弁済と免除に基づく債務免除益に係る一時所得の事例についていえば、弁護士費用等との対応関係は認められるものと考えられる<sup>8)</sup>。これを前提にすると、本件では、①分割条件のついた停止条件付債務免除の場合にも当該対応関係は維持されるのか(「直接要した金額」という発展的論点への判断をしたものである)。

さらに、本件では弁護士費用等が亡Eの支出であることから、②被相続人の支出した金額についても、相続人の一時所得との間で控除が認められるのかも問題となった(「支出した金額」)。

本判決は、前記判示に記載の根拠を挙げて、①及び②の双方ともに是認した。②についてみると、控除が認められるのは一時所得を得た個人において「支出したものといえる場合」であることを求める最判平24・1・13(民集66巻1号1頁)との関係を裁判所は明示的に議論すべきであった。

#### 五 おわりに

本件では、相続税の算定において、本件債務が「確実に認められるもの」(相続14条1項)ではないとして債務控除が否定されるにもかかわらず、Xらが相続後に100万円の弁済をすることで、所得税において債務免除益が課税されるという結果が生じた。他方で、仮に亡Eが100万円の弁済をして債務免除の効果が発生してから相続が発生していたとしても、亡Eに対して債務免除益課税があり、かつ、本件債務は消滅するから相続税の債務控除もない<sup>9)</sup>。全体の税額をみた場合の差異としては、債務免除益の納税主体が亡EからXらへ交代したことによる所得税額の変動と、亡Eへの債務免除益課税により相続財産が減少し、それに見合う相続税の減額があり得る。この場合の税額の変動幅にもよるが、むしろXらとしては、所得税法44条の2の適用において、資力喪失要

件の判断時点が和解時点とされないことに不満を抱いたかもしれない<sup>10)</sup>。通達から格上げされ年数の浅い同条の適用において、法的整理と任意整理、また停止条件付債務免除や解除条件付債務免除など条件設定による実質的な差異を踏まえたバランスのとれた帰結となるよう議論を進展させる必要がある。

#### ●—注

- 1) Xらの相続した本件債務の時価評価の問題を指摘するものとして、木山泰嗣「判批」税経通信78巻13号(2023年)185頁。
- 2) 債務免除益の課税根拠論について、増井良啓「債務免除益をめぐる所得税法上のいくつかの解釈問題(上)(下)」ジュリ1315号(2006年)192頁、同1317号(2006年)268頁、高橋祐介「損害賠償なんか踏み倒せ!——債務の消滅をめぐる課税関係に関する一考察」立命352号(2014年)240頁、藤間大順『債務免除益の課税理論』(勁草書房、2020年)7~30頁〔初出2016年〕を参照。
- 3) 最判平22・7・6民集64巻5号1277頁参照。なお、被相続人の保有期間に係る不動産の増加部分に係る相続税と所得税の課税について、所得税法9条1項17号該当性を消極に解したものとして、東京高判平26・3・27税資264号順号12443。
- 4) 債務免除益の年度帰属について権利確定主義との関係を論じたものとして、藤間・前掲注2)139頁以下〔初出2017年〕。
- 5) もしくは、和解条項の条件bの充足により根抵当権が抹消され、毎年50万円の支払が10年残るのみとなったことから、条件b充足の時点で実質的には債務免除がなされているとみる余地もあろう。
- 6) 谷口勢津夫『税法基本講義〔第7版〕』(弘文堂、2021年)323頁参照。
- 7) 国税不服審判所裁決昭54・6・29は立退料について弁護士費用の控除を認めた、静岡地判平8・7・18行集47巻7=8号632頁は土地の時効取得について弁護士費用の控除を否定した。
- 8) 積極に解する近年の事例として、札幌地判平25・3・15税資263号順号12168。
- 9) 長島弘「判批」月刊税務事例55巻11号(2023年)26頁参照。
- 10) 裁判所は平成26年の亡E死亡時の純資産額(約17億円)から、平成16年の和解時点にも亡Eに資力があつたことを推測する。とはいえ、銀行側が約10億円もの債務免除に合意したのは、亡E個人の資力から回収が困難となるリスクを勘案したであろうから(亡Eが意思無能力であったとすると本件貸付の担保であった不動産への根抵当権設定も無効となる可能性が高い)、和解時点の亡Eの資力が十分だったのか疑義がある。